

令和3年度 学校（園）における防犯対策

名古屋市立名北小学校

1 目的

不審者への対応、情報収集等、様々な防犯上の問題点に対し、あらゆる事態を想定した対策を策定し、かけがえのない児童の安全を守るため、迅速な行動が取れるようにする。

2 防犯対策

(1) 来訪者の確認について

① 出入り口、通用門の使用制限

- 児童の登下校で使用するのは東門、南門とする。登校時間終了後、東門、南門は閉め、かんぬきをかける（施錠はしない）。遅れて来る児童、保護者は玄関から入る。
- 児童の下校等で東門、南門のかんぬきを開けた場合は、担任が責任をもってかんぬきをかけるようにする。週番の戸締まり後に部活動の下校等で通用門を開けた場合は、門を開けた職員で施錠をする。
- 児童登校後の来校者は、インターホンで職員室に用件を伝えるようにし、来校者と用件を確認した上でオートロック錠を開ける。
- 玄関、小玄関、東門、南門は防犯カメラで来校者を確認する。また、DVDビデオレコーダーにより記録に残す。

② 出入り口の明示

- 各通用門、出入り口に、平常時の専用出入り口を玄関のみにする案内板を取り付ける。

③ 保護者の来校

- 各家庭に一枚ずつ学校訪問専用の入校証を配布し、来校時に着用してもらう。また、保護者が入校証を忘れたときや家族で多人数来校するときは、身元を確認の上、ビジター用の入校証を着用してもらう。

④ 業者または校内作業者の識別

- 来訪者のうち、作業等で校内に残る場合は、作業中であることが分かる入校証を着用させる。
- 学校内で入校証のない来訪者を見かけたら、教職員が来訪の意図を尋ねる。

(2) 在校時の安全確保について

① 校内巡視の強化

- 学習時は職員室にいる教職員が交代で校内を巡視する。
- 授業後、児童だけで教室に残らないことを確認し、徹底する。忘れ物を取りに来た児童には、教職員が教室まで付き添うようにする。

② 教職員相互の協力体制の確認

- 担任等がやむを得ず教室を離れる場合は、他の教員が交代できるように補欠等の配当を行う。それもできない場合は、隣接学級の教職員に児童管理を依頼するなど、教職員の相互協力をうながす。
- 緊急時には教室に設置してあるインターホンを使って、速やかに職員室に連絡をするか、火災報知器を作動させて知らせる。

(3) 登下校の安全確保について

① 集団による登下校の実施

- 登下校については、通学路を守り、途中で危険を感じる事があれば、近隣の家に助けを求めるよう指導する。「こども110番の家」の所在地を明記した地図を配布し、利用の仕方について周知徹底を図る。
また、できるだけ単独で登下校しないことや、身の危険を感じた場合の対処法（大声を出す、逃げる、防犯ブザーを使用する等）を指導する。
- 登校時は分団での登校を徹底させ、単独での登校については、原則として保護者付き添いによるものとする。
- 下校は、学年の実態に応じて学年単位、学級単位の方面別下校を行う。部活動についても同じ方向の児童複数で下校するようにし、可能な範囲でポイント箇所までの引率等、状況に応じた下校指導に努める。
- 児童が早退する場合は保護者（それに準ずる人）の迎えを待つ。
- 緊急時には分団による集団下校、または、保護者による引き取りを実施する。

② 下校指導等

- 低学年は、方面別集団下校をし、可能な範囲でポイント箇所まで担任が引率する。また、部活動後の下校も、活動終了時刻をそろえ、方面別集団下校をする。
- 計画的に下校指導を実施し、現地の状況の把握につとめ、緊急時、状況に応じて児童引率ができる体制を整える。

③ 関係諸機関等との連携

- 所轄の警察署・交番との連絡・連携を密にし、通学路および学区内の危険箇所の把握と改善に努める。また、保護者や地域の方にも児童生徒の安全確保に向けての協力をお願いする。

(4) 不審者情報の収集について

① P T A等への依頼

- 学校の電話番号、ファックス番号、メールアドレスなどを保護者や地域の方々（学区連絡協議会、青少年育成会議の場で不審者情報をいただけるよう依頼）に知らせ、保護者や地域のあらゆる層から情報が入る体制作りを努める。また、必要に応じて、学校から連絡を入れ、情報収集を依頼する。

- ② 交番、こども110番の家への依頼
 - 定期的に所轄の警察署や交番を訪問したり、機会を捉えて「こども110番の家」にも挨拶したりして情報収集に努める。
 - ③ 近隣校との情報交換
 - 近隣校とも日頃から連絡を取り合い、不審者情報が入れば交換し合う体制を整える。
- (5) 不審者の対応について
- ① 校内で不審者を発見したり、不審者に関する情報が寄せられたりした場合
 - 「訪問者及び不審者侵入の対応マニュアル」(別紙)に基づき、対応する。
 - ② 緊急事態発生時における教職員の役割分担
 - 職員会で緊急事態発生時における教職員の役割分担について周知徹底を図り、職員室内に役割分担表を掲示する。
 - ③ 非常事態が発生した場合
 - 教職員は、大声を出したり近くの教室のインターホンで連絡したりするなど伝達方法や対応を校内研修等で身に付けておく。また、教職員は児童や自分自身を守るために、さすまたを用いるなど具体的な対応の仕方を想定しておくよう努める。なお、人命に差し迫った危機が及んでいる場合は、火災報知器を作動して全校に知らせてもよい。(火災報知機を作動させた場合は、使用に及んだ状況と火災ではない旨を消防機関と担当警備会社に連絡するとともに、火災報知機の復旧を行う。)
 - ④ 非常事態の発生に備え、PTAや学区連絡協議会など地域の方に「あんしんメール」の登録をお願いし、学校から不審者情報が配信された際には、緊急パトロールや児童の見守りをしていただく体制の整備に努める。
- (6) 施設設備について
- ① 門扉等について
 - 防犯カメラやオートロック錠、門扉、出入り口の扉等について定期的な点検を行うとともに、不備等が発見されれば早急に修理する。
 - ② 防犯設備の整備
 - 全教室・特別教室等に非常連絡用インターホンを設置。
 - 通常使用する玄関にオートロック錠、センサー、防犯カメラを設置。
 - 南門、東門を監視する防犯カメラを設置。
 - 校内の見通しをよくするように樹木を剪定する。
- (7) 保護者・地域の協力について
- ① PTAとの連携
 - PTA総会や各種委員会等の場で、学校の防犯体制について理解を求めるとともに、緊急時にはお迎えや通学路のパトロールなどの協力をお願いする。

- 校外補導委員会を中心に、通学路のパトロールの体制確立をお願いする。
- 校外学習においては、必要に応じて保護者の付き添い、安全管理等を依頼する。
- ② 学区連絡協議会・青少年育成会議との連携
 - 学区連絡協議会や青少年育成会議の場で、学校の防犯体制についての理解と協力を依頼する。特に、中学校ブロック内における「ホットスポット」をはじめとした危険箇所の情報共有及び対策の検討など、安全確保に努める。また、各種行事や緊急事態発生時には、パトロール等の協力を要請する。
- ③ 保護者への情報提供
 - 学校の防犯対策をはじめ、様々な情報を学校だより、PTAだより、各種会合の場等を通して提供し、理解・協力を求める。

3 児童に対する指導について

(1) 学級活動や防犯訓練などの場を生かし、次のような指導を行う。

- ① 校内で不審者を見掛けた場合
 - 学校内で不審者を見掛けた場合、近くの教職員に知らせるようにする。
 - 危害を加えられそうになったら、大声で助けを求めながら不審者からできるだけ離れ、近くの教室へ避難し、鍵をかけ、インターホンで職員室に知らせる。
 - 校内放送や先生の指示をよく聞き、慌てず、静かに行動する。
- ② 校外で不審者を見かけた場合
 - 不審者に近づかないようにし、近くの大人に知らせる。近くに「子ども110番の家」があれば、不審者に会ったことを知らせる。
- ③ その他
 - 知らない人に声をかけられても絶対についていかないこと。
 - いたずらに騒いで不審者を刺激しないこと。

(2) 防犯訓練

- 年に1回防犯訓練を全学年児童を対象に実施する。また、インターホンの点検を兼ね、定期的に使用できるか確認する。

4 防犯に関する校内研修

- 現職教育に、防犯対策研修を計画的に組み込み、実施する。また、職員会議で、防犯対策について協議する中で、職員の共通理解を図る。

5 その他

- 児童在校中に不審者に関する情報が入ったら、関係諸機関や若葉中、杉村小等とも連絡を取り合い、関係職員と協議し、集団下校、部活動の中止等、必要な措置をとる。
- トワイライトルームにおいても、学校の防犯対策マニュアルによって対応するよう指導員に依頼する。また、必要な情報提供をしていく。